

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後3ヵ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社日以後1ヵ月以内の場合はサービス利用料の70%を返還するものとする
- (2) 入社日以後1ヵ月より2ヶ月以内の場合はサービス利用料の50%を返還するものとする
- (3) 入社日以後2ヵ月より3ヶ月以内の場合はサービス利用料の30%を返還するものとする
- (4) 交通費の実費に関しては返還をしない

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。